

南房総市公告第175号

下記の事業について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、総合評価一般競争入札を次のとおり実施する。

令和6年10月16日

南房総市長 石 井 裕

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業名称 南房総市中継施設整備及び運営事業

(2) 事業場所 南房総市検儀谷地先

(3) 事業目的

南房総市（以下「本市」という。）では、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、鋸南町及び本市の7自治体で実施している第2期君津地域広域廃棄物処理事業により新たな焼却施設の建設を推進している。本事業は、本市及び鋸南町で発生する可燃ごみ等を効率的かつ確実に新焼却施設に運搬を行うことを目的に、可燃ごみ中継施設の整備及び運営、住民等が自ら搬入する一般廃棄物の受入、資源ごみ・粗大ごみ等の可燃ごみ以外の一般廃棄物を選別・圧縮・保管・貯留するため整備する資源化施設の整備を行うものである。併せて、本事業において、本市が本施設（本事業において整備する可燃ごみ中継施設、資源化施設、計量棟、外構施設等を総称している。以下同じ。）の整備及び運営の業務を民間事業者に一括かつ長期的に委ねることにより、民間事業者が創意工夫をし、本施設の市財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上を図ることを目的とする。

(4) 本施設の概要

建設予定地 南房総市検儀谷地先

敷地面積 約14,000㎡

可燃ごみ中継施設 処理対象物：可燃ごみ（家庭系及び事業系）

中継方式：コンパクト・コンテナ方式

施設規模：可燃ごみ圧縮・積替設備 63t/日

可燃ごみ破砕能力 8.2t/日（うち5.0t/日以上は破砕機による処理とする。）

運搬中継方法：コンテナ運搬車による運搬中継

資源化施設 処理対象物：不燃・金物類・小型家電製品、空きびん・ガラス・せともの、粗大ごみ、空き缶、ペットボトル、紙・布類、プラスチック製容器包装、その他プラスチック

施設規模：空き缶選別・圧縮設備 1.1t/日

各種ストックヤード

(5) 事業内容

ア 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という）に準じて実施する事業であり、事業者が、本市の所有となる本施設について整備、運営を一括して受託するDBO方式とする。なお、本施設のうち資源化施設については整備のみとする。

イ 契約の形態

(ア) 本市と事業者は、基本契約を締結する。

(イ) 基本契約に基づいて、本市は、設計・建設企業と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。

(ウ) 基本契約に基づいて、本市は、運営企業（SPCを設立する場合は、SPC）及び運搬企業と運営委託契約を締結する。

(エ) 基本契約、建設工事請負契約、運営委託契約の3つの契約をまとめた特定事業契約の各々についての締結主体を「入札説明書別紙1 事業スキーム図」に示す。

ウ 事業期間

事業期間は、整備期間及び運営期間とし、それぞれの期間は次のとおりとする。

(ア) 整備期間：令和7年4月から令和9年3月までの2年間

(イ) 運営期間：令和9年4月から令和29年3月までの20年間

エ 事業期間終了後の措置

事業者は、事業期間終了時に本施設を本市の定める明け渡し時における施設の要求水準を満足する状態を保って、本市に引継ぐものとする。

オ 事業者が実施する業務の範囲

「入札説明書Ⅱ 特定事業の選定に関する事項 1 事業内容に関する事項 (6) 事業内容 オ 事業の対象となる業務範囲 (ア) 事業者が行う業務」のとおり

(6) 入札方式

技術提案及び工事価格の総合的な評価によって落札者を決定する総合評価一般競争入札の対象となる事業である。

(7) 予定価格

8,472,420,000円（消費税及び地方消費税の金額を含む。）

整備費の上限は4,880,348,000円（消費税及び地方消費税の金額を含む。）

運営費の上限は3,592,072,000円（消費税及び地方消費税の金額を含む。）

入札参加者は、予定価格の範囲内並びに整備費及び運営費の上限の範囲内で提案するものとし、予定価格を上回った者は失格とする。

(8) 最低制限価格 設定なし

(9) 調査基準価格 設定なし

2 入札参加者の必要な参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、設計・建設企業、運営企業を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、次の（ア）及び（イ）に掲げる要件を満たすものとする。

（ア）入札参加者は、本市との交渉窓口となる構成企業1社を「代表企業」として定める。なお、「代表企業」は、本施設の設計及び建設を行う設計・建設企業とする。

（イ）入札参加者の構成企業は、本事業の設計業務、建設業務又は管理運営業務を行う企業から構成されるものとする。なお、S P Cを設立する場合は、S P Cに出資する構成員及びS P Cに出資しない協力企業とし、構成員のみで入札参加者を構成することも可能とする。

イ 参加表明書提出以後、入札参加者の構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と入札参加者が協議の上、これを決定する。

ウ S P Cを設立する場合は、仮契約締結時までにS P Cを本市内において設立するものとする。なお、本施設の供用開始後において、本市が認める場合に限り、S P Cの本店を本施設に移転登記することを認めるものとする。

エ S P Cを設立する場合は、入札参加者の構成企業以外の者のS P Cへの出資は認めない。また、代表企業の出資比率は、出資者の中で最大とする。

オ 入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出時に構成企業を明らかにするとともに、それぞれの企業が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにしなければならない。

カ 入札参加者の構成企業は、原則として、他の入札参加者の構成企業になることはできない。なお、本市が事業者と特定事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成企業が事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

キ S P Cを設立する場合は、S P Cに出資する全ての企業は特定事業契約が終了するまでS P Cの株式を保有し続けるものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

(2) 入札参加者の要件

入札参加者の構成企業は、次の各要件をいずれも満たすものとする。

ア 共通の要件

- (ア) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (イ) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- (ウ) 構成企業の役割に応じて、令和6・7年度南房総市入札参加資格を有していること。

イ 設計・建設企業の個別の要件

設計・建設企業は1社として、次の各要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 地方公共団体のごみ中継施設についての元請けでの設計業務実績を有すること。
- (ウ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による機械器具設置工事又は清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
- (エ) 建設業法に規定する機械器具設置工事又は清掃施設工事について南房総市建設工事等入札参加業者資格者名簿にA等級で格付けされていること。
- (オ) 地方公共団体のごみ中継施設（コンパクト・コンテナ方式）の元請けでの建設実績を有すること。

ウ 運営企業の個別の要件

運営企業は、次の（ア）の共通の要件を満たすものとする。なお、可燃ごみ中継施設の運営を担当する運営企業については（イ）①、②の要件を満たすものとし、可燃ごみの運搬を担当する運営企業については、（イ）③の要件を満たすものとする。

（ア）運営企業の共通の要件

- ① 全ての運営企業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
- ② 全ての運営企業は、本施設の運営に当たり、運営企業の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

（イ）運営企業の個別の要件

- ① 可燃ごみ中継施設の運営を担当する運営企業にあつては、本施設と

同一又は類似した処理方式の施設の運転経験を有する技術者を管理運営業務に係る運転責任者として、本施設の試運転開始までに配置し、管理運営開始後1年以上配置できること。

② 可燃ごみ中継施設の運営を担当する運営企業にあっては、地方公共団体のごみ中継施設についての元請けでの運営実績（DBO方式又はPFI方式による事業の場合は、当該事業のSPCからの元請けでの運営実績も含む。）を有すること。

③ 可燃ごみの運搬を担当する運営企業（運搬企業）にあっては、本市及び運営企業（SPCを設立する場合は、本市及びSPC）と契約するものとし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第1項に規定する要件を満たし、かつ、当該要件を書面等で証明することができること。

（3）入札参加者の構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 南房総市工事等請負契約等に係る指名停止等の措置要領（平成18年南房総市告示第101号）に基づく指名停止措置を受けている者

ウ 清算中の株式会社である企業については、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者

エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本工事の入札日前6か月以内に手形若しくは又は小切手を不渡りした者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

カ PFI法第9条に定める規定に該当する者

キ 直近1年間の法人税、法人事業税、消費税、地方税を滞納している者

ク 本事業に係る支援事業に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法律事務所並びにこれらと資本面及び人事面において関連のある者（資本面において関連のある者とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者若しくは当該企業が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、人事面において関連がある者とは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）

ケ 本事業の南房総市中継施設建設運営事業総合評価入札審査会（以下「入札審査会」という。）の委員及び特別委員並びにその者と資本面及び人事面に

において関連がある者

- コ 暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者

3 入札参加資格審査について

本工事の入札参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出し参加資格審査の認定を受けなければならない。

入札参加手続き等

ア 入札説明書等に対する質問の受付（第1回）

入札説明書等に対する質問（第1回）を、次のとおり受け付ける。

（ア）受付期間：令和6年10月16日（水）から

令和6年10月25日（金）午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行わない。

（イ）提出方法

第1号様式（Microsoft Excel 形式）に記入の上、電子メールに当該様式を添付し、事務局に送信して提出する。なお、電子メールの総容量は5メガバイト以内とし、提出者は事務局に電話により電子メールの着信確認を行うものとする。

イ 入札説明書等に対する質問への回答（第1回）

提出された質問に対する回答は、令和6年11月1日（金）までに本市のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

ウ 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付

次により参加表明書及び参加資格審査申請書を受け付ける。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行わない。

（ア）受付期間：令和6年10月16日（水）から

令和6年11月8日（金）まで

午前9時から正午まで、又は午後1時から午後5時までの時間帯に限る。

（イ）受付場所：千葉県南房総市富浦町青木28番地

南房総市建設環境部環境保全課施設係

（ウ）提出方法：持参とし、その他の方法を認めない。

（エ）提出書類：提出書類については「入札説明書Ⅲ 事業者の募集及び選定に関する事項 2 事業者の募集及び選定の手順 （2）応募手続き等 ウ 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付 （エ）提出書類」のとおり

エ 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果については、令和6年11月15日（金）に入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知する。参加資格があると認められた入札参加者には、提案時に用いる参加者番号等を併せて通知するので、提案書の作成に用いるものとする。なお、参加資格を確認された入札参加者数等については公表しない。

オ 参加資格がないと認められた入札参加者に対する理由の説明

（ア）入札参加資格がないと認められた入札参加者は、本市に対してその理由について説明を求めることができる。回答については、受け付けてから10開庁日以内に書面にて回答する。

（イ）受付期間：令和6年11月18日（月）から
令和6年11月20日（水）まで
午前9時から正午まで、又は午後1時から午後5時までの
時間帯に限る。

（ウ）受付場所：千葉県南房総市富浦町青木28番地
南房総市建設環境部環境保全課施設係

（エ）提出方法：持参又はメールによる。様式は問わない。

カ 入札説明書等に対する質問の受付（第2回）

入札説明書等に対する質問（第2回）を、次のとおり受け付ける。

（ア）受付期間：令和6年11月4日（月）から
令和6年11月22日（金）午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行わない。

（イ）提出方法

第1号様式（Microsoft Excel 形式）に記入の上、電子メールに当該様式を添付し、事務局に送信して提出する。なお、電子メールの総容量は5メガバイト以内とし、提出者は事務局に電子メールの着信確認を行うものとする。

キ 入札説明書等に対する質問への回答（第2回）

提出された質問に対する回答は、令和6年11月29日（金）までに本市のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

ク 入札説明書等の配布について

（ア）配布方法：南房総市のホームページからダウンロードすること。

（イ）配布期間：令和6年10月16日（水）から
令和6年12月8日（日）まで

ケ 入札の辞退

参加資格があることを確認された入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退届（第7号様式）を提出すること。

なお、入札を辞退した者について、これを理由として以後の本市の指名等

に不利益な取扱いを受けるものではない。

コ 入札書類の受付

参加資格が確認された入札参加者は、次により入札書類の提出を受け付ける。

(ア) 受付期間：令和6年11月15日（金）から

令和6年12月13日（金）まで

午前9時から正午まで、又は午後1時から午後5時までの
時間帯に限る。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は、受付を行わない。

(イ) 受付場所：千葉県南房総市富浦町青木28番地

南房総市建設環境部環境保全課施設係

(ウ) 提出方法：持参とし、その他の方法を認めない。

(エ) 入札書類：入札書類については「入札説明書Ⅲ 事業者の募集及び選定に関する事項 2 事業者の募集及び選定の手順 (2) 応募手続き等 ケ 入札書類の受付 (エ) 入札書類」のとおり

サ 提案書作成要領

提案書作成要領については「入札説明書Ⅲ 事業者の募集及び選定に関する事項 2 事業者の募集及び選定の手順 (2) 応募手続き等 コ 提案書作成要領」のとおり

シ 提案に関するヒアリングの実施

提案内容の確認のために入札参加者に対するヒアリングを実施する。なお、詳細については追って通知する。

ス 入札

入札書（第9号様式）及び入札価格内訳書（第10号様式）の受付（入札）については、提案書の基礎審査通過者に対し、別途通知する。

セ 開札

開札は、入札参加者又はその代理人の立ち会いの上行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせるものとする。なお、日時・場所については追って通知する。

ソ その他

本市が配布する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとし、以後、配布するものが入札説明書等を補完・修正するものである場合には、入札説明書等の内容に優先するものとする。

4 落札者の決定

南房総市中継施設建設運営事業総合評価入札審査会が入札書類を審査した結果、総合評価値が最も高い提案を最優秀提案として選定し、本市が落札者として決定するものとする。

(1) 審査方法

審査の方法等については落札者決定基準参照

(2) 落札者の決定時期

令和7年1月下旬

5 契約に関する事項

(1) 契約手続

ア 本市は、落札者を決定し、落札者と基本協定を締結する。

イ 本市は、落札者と基本協定を締結後、落札者及び本市で基本契約の仮契約を締結する。なお、落札者がSPCを設立する場合は、「入札説明書Ⅲ 事業者の募集及び選定に関する事項 4 入札参加者の備えるべき参加資格要件 (1) 入札参加者の構成等 ウ及びエ」の規定に従いSPCを設立するものとし、落札者、SPC（SPCを設立する場合）及び本市で基本契約の仮契約を締結する。

ウ 基本契約の仮契約の合意内容に基づき、本市は、設計・建設企業と建設工事請負契約の仮契約を締結するとともに、運営企業（SPCを設立する場合は、SPC）及び運搬企業と運営委託契約の仮契約を締結する。

エ これらの仮契約は、全て建設工事請負契約の仮契約が南房総市議会の議決を得たときに一体のものとして本契約として効力を生ずるものとする。

なお、上記の建設工事請負契約の仮契約が南房総市議会の議決を得ることができなかったときは、特定事業契約は成立せず、全ての仮契約は、その効力を失う。議会の議決を得られなかったことによって落札者に損失が生じたとしても、本市は一切の責めを負わないものとする。

オ 本件は、立会人型電子契約の締結対象とする。

カ 契約保証金

(ア) 建設工事請負契約については施設整備費の100分の10以上とする。

なお、契約保証金の納付に代わる担保の提供又は契約保証金の免除については、建設工事請負契約による。

(イ) 運営委託契約については、契約に定める管理運営委託料の総額を事業期間で均等割とした額の100分の10以上とし、事業年度の開始日までに納付するものとする。なお、契約保証金の納付に代わる担保の提供又は契約保証金の免除については、運営委託契約による。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 支払条件

ア 前金払

建設工事請負契約 あり（契約金額の40%以内）

運営委託契約 なし

イ 中間前金払・部分払

建設工事請負契約 どちらかを選択すること。ただし、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合には、部分払を請求することができる。

運営委託契約 なし

(5) 建設リサイクル法の適用

建設工事請負契約 あり

運営委託契約 なし

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、入札参加者に談合その他不穏な行動があり、又はその疑いがある場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、本件入札の執行を延期又は取りやめる場合がある。

(1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札

(2) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名及び押印のないもの

(3) 同一事項の入札について2以上の入札書を提出したもの

(4) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたもの

(5) 明らかに連合であると認められる入札

(6) 入札に際して不正を行った者のした入札

(7) 入札価格内訳書（当該入札に係る公告で提出が定められた場合に限る。）の提出のない入札又は入札金額内訳書に重大かつ明白な不備がある入札

(8) 入札書の金額が0円の入札

(9) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

7 その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。

また、入札参加者が1者であった場合も、落札者決定基準に基づき審査を行う。

8 問合せ先

事務局 南房総市建設環境部環境保全課

住所：〒299-2492 千葉県南房総市富浦町青木28番地

電話：0470-33-1053

FAX：0470-20-4597

電子メール：kankyo@city.minamiboso.lg.jp